

緊急支援融資について【事業者向け】

《保存版 生活支援編》 その4

編集：(有) 菅原新聞社
電話 44-1761 FAX 44-3152
いわき市常磐湯本町天王崎46-3

今回は、【事業者向け】の各種融資についてご紹介いたします。ご商売をしている方々は、今回の地震や津波、さらには原発事故により、事業活動ができません。資金繰りが大変な状況に追い込まれています。県・市の緊急制度や各金融機関の特別融資等をご紹介します。返済猶予もできるもので相談して下さい。取り急ぎでの紹介ですので、不十分な内容ではありますが、少しでもお役に立てればと思います。作成いたしました。※次回、【雇用、社会保険、各種減免等】についてご紹介いたします。

「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震にかかる被害に対する金融上の措置について」
(内閣府特命担当大臣(金融) 自見庄三郎・日本銀行総裁白川方明 3/11)
※平成23年3月11日に発生した大震災に対し、国では状況に応じた金融上の措置を適切に講じるよう、各金融機関等に要請しました。また、金融庁では改めて3月20日付で、「金融庁監督局長から関係金融機関に対し被災金融機関に必要と認められた事業者における未済資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの事情を踏まえ、融資審査等に必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努めたい。また、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めたい。」という内容の要請文書を出しています。
※現在、各金融機関では金融庁の要請を受けて対応しておりますので、是非ご相談下さい。
※国では現在融資を受けている個人や事業者の方々に、返済猶予や金利など返済条件の変更についても、適時的な措置を講じるよう要請をしていますので、今後の返済に不安のある方は、融資を受けている金融機関にご相談下さい。

個人・法人事業者向け各種融資

* 順不同の掲載です

融資先 相談窓口	融資名	貸付内容・対象者	貸付限度額	返済期間	利率
日本政策金融公庫 フリーダイヤル0120-154-504 いわき支店 25-7251 いわき商工会議所 25-9152	「経営環境変化対応資金」 「金融環境変化対応資金」 「取引企業倒産対応資金」	売上や利益が減少等で業況が悪化している方 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方 関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方	4,800万円(国民生活事業) 7億2,000万円(中小企業事業) 【別枠】4,000万円(国民生活事業) 3億円(中小企業事業) 【別枠】3,000万円(国民生活事業) 1億5千万円(中小企業事業)	運転資金:8年以内(据置3年) 設備資金:15年以内(据置3年) 運転資金:8年以内(据置3年)	融資後3年間は、基準利率から▲0.2~0.5% 基準利率 固定 年1.5%以内(保証人・要 担保審査次第) (直接被害により罹災証明書を受理される方) 固定 1.7%以内(保証人・要 担保審査次第) (上記以外で間接被害を受けた場合)
福島県制度融資 申込先:県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)	「震災対策特別資金」	地震により、事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小業者	運転資金・設備資金 8,000万円 (併用時は8,000万円限度)	10年以内 (うち据置期間2年以内)	無利子 * 農協に対し、県が1.65%の利子補給、J Aグループに於いては1.2%引下げのため
福島県制度融資 申込先:県内の各農協	「農業経営安定資金」 (原発事故対策緊急支援資金)	原発事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等	個人:300万円 法人・団体:500万円	5年以内 (うち据置期間1年以内)	年利: 固定1.5%以内 ※保証料0.7%は市が全額補助 保証人:原則として第三者保証人は不要 担保:必要に応じて徴収
いわき市融資制度 申込先:いわき市、東邦、福島、大東、常陽、七十七、秋田、ひまわり等、各金融機関へ	「いわき市中小企業融資制度」 「災害対策特別資金」	地震により、事業活動に影響を受けた中小企業者を金融面から支援するため、「いわき市中小企業融資制度」の中に、新たに創設した「災害対策特別資金」	事業再生資金 3,000万円(従来の「いわき市中小企業融資制度」の限度額とは別枠) * 信用保証協会の「災害関係保証」の承諾を得られた中小企業者	10年以内 (うち据置期間2年以内)	年利: 固定2.05%以内 ※保証料0.8%は市が全額補助 保証人:原則として第三者保証人は不要 担保:必要に応じて徴収
いわき市融資制度 申込先:いわき市、東邦、福島、大東、常陽、七十七、秋田、ひまわり等、各金融機関へ	「いわき市中小企業融資制度」 「災害対策特別資金」	地震による、取引先の営業停止や福島第一原発に伴う、風評被害など間接的な被害により、事業活動に影響を受けた中小企業者を対象とした制度	運転資金、設備資金 3,000万円(既存債務を含む) 但し、平成23年3/31貸付分までに開く限度額は、2,000万円)	10年以内 (うち据置期間2年以内)	年利: 固定2.05%以内 ※保証料0.8%は市が全額補助 保証人:原則として第三者保証人は不要 担保:必要に応じて徴収
いわき信用組合 各支店 本 部 92-4111 湯本支店 42-2185	「いわき市災害復興資金」	東北地方太平洋沖地震により被害を受けた、法人・個人事業主 (福島原子力発電所による被害も含む)	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内	7年以内 10年以内	保証協会付 年利: 2.7%以内 プロパー 年利: 3.2%以内 原則、保証協会「激甚災害」制度を利用 プロパーの場合、原則として法人代表者
大東銀行 各支店 問い合わせ 0120-60-9674 湯本支店 42-3161	「震災保証融資」(保証協会保証付) 「震災関連融資」	福島県信用保証協会の保証を受けることができる中小業者の方 企業規模区分は定めがない	運転資金・設備資金 2億8,000万円以内(風評被害の回復資金) 運転資金・設備資金 8,000万円以内(貸付などによる間接資金) 原則 運転資金 2億円以内	10年以内 (うち据置期間2年以内) 原則 1年以内 (長期資金などは個別相談)	当行所定の利率(申込期間9月11日まで) 当行所定の利率(申込期間平成24年3月31日まで) 当行所定の利率(申込期間平成24年3月末)
福島銀行 各支店 問い合わせ先 024-525-2973 湯本支店 42-2138	東日本大震災、津波、原発事故「特別融資」	地震・津波・原発事故で被害を受けた企業(個人事業主含む)に対する「特別融資」	運転資金・設備資金 5,000万円以内	7年以内 元金均等返済(1年据置可能)	通常金利より▲0.2%
青柳銀行 各支店 フリーダイヤル 0120-608-104 湯本支店 43-2188	東北地方太平洋沖地震「災害復旧緊急融資」	地震による被害を受けた、法人・個人事業主に対する、復旧支援融資	5,000万円以内	最長 5年以内 元金均等返済(1年据置可能)	当行所定の特別金利
常陽銀行 各支店 湯本支店 43-2171	東北地方太平洋沖地震「被害復旧緊急融資」	今回の地震により、事業用設備や商品に被害を受けた、法人・個人事業主の方	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1年以内 1.725%以内 1~3年以内 1.925%以内 3~5年以内 2.125%以内 5~7年以内 2.325%以内 7~10年以内 2.525%以内
七十七銀行 各支店 平支店 23-3131	「七十七災害対策ローン」(平成23年東北地方太平洋沖地震災害復旧支援)	地震により被害を受けた法人及び個人事業主の方	3,000万円以内(当行と取引のない場合は、1,000万円以内) 3,000万円以内	5年以内 5年以内	年1.975%(変動金利) 保証:オリックス保証 法人:代表者担保:不要 年1.975%(固定金利) 保証:宮城県保証協会 法人:代表者担保:不要

※上記の融資内容については、各金融機関のホームページで公開している融資について一部をご紹介します。融資対象者・融資条件(保証人・担保等)などは、各金融機関で異なりますので、詳しい内容については直接ご相談下さい。

※「緊急融資」「特別融資」のため、取扱期間が限定されていますので、各金融機関などに確認下さい。